

加東市総合教育会議運営要綱の一部を改正する要綱改正前後表

改 正 前	改 正 後
<p>(会議)</p> <p>第4条 会議は、市長が招集する。</p> <p>2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができる。</p> <p>3 <u>会議の議長は、市長をもって充てる。</u></p> <p>4 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 会議は、市長が招集する。</p> <p>2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができる。</p> <p>3 <u>会議の進行は、市長が指定する職員が行う。</u></p> <p>4 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その結果を尊重しなければならない。</p>